

平成28年度 高松市事務事業評価表（事中・事後評価）

事務事業名	屋外広告物対策事業		
部 局 名	都市整備局	課（室）名	都市計画課
電話番号	087-839-2455		

【事業全体概要】まちづくりの目標：道州制時代に中枢拠点性を担えるまち

総合計画	政策	魅力ある都市空間の形成		主体	
	施策	地域に即した都市景観の創出		期間	平成20年度～平成27年度
	基本事業	都市景観づくりの推進		総事業費	167,318
重点取組項目				特定財源	国 県 市債 他
関連根拠法令等					
事業区分		自治事務	種別	事中・事後	
事業種類		補助			

事業の概要
屋外広告物について、屋外広告物法に基づき、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために、香川県において、昭和40年7月20日に香川県屋外広告物条例を制定し、規制・誘導を行ってきた。
平成11年4月1日の中核市への移行のため、平成10年12月18日に高松市屋外広告物条例を制定し、平成11年4月1日から同条例に基づき、規制・誘導を行っている。

【事業の目的と指標】

対象	高松市全域	対象指標名	高松市の面積
手段	高松市全域における屋外広告物を屋外広告物条例に基づき、適正に規制・誘導を行い、良好な景観形成を図る。	活動指標名	屋外広告物許可申請受理件数 違反広告物簡易除却活動日数
意図	市全域における屋外広告物を適正に管理し、良好な都市景観を形成する。	成果指標名	違反広告物簡易除却件数
結果	屋外広告物の無秩序な表示や設置を減少させることにより、魅力ある都市空間を形成する。	効率指標名	千円当たりの違反広告物簡易除却活動日数

【指標値および事業費の推移】

指標名	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	目標値	目標年度
対象指標	k㎡	375.2	375.2	375.23	375.23	平成27年度
活動指標	件	825	857	953	600	
	日	29	17	26	200	
成果指標	件	2,932	796	670	600	
効率指標	日/千	0.3	0.3	0.5	1	
トータルコスト	[千円]	13,650	25,929	26,130		
（事業費）	[千円]	618	1,941	1,564		
（職員人件費）	[千円]	13,032	23,988	24,566		

【環境変化等】

開始時周辺環境（背景）	現状周辺環境	今後周辺環境（予測）	住民意向分析
平成11年4月1日の中核市への移行のため、平成10年12月18日に高松市屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の規制・誘導を行い、無秩序な屋外広告物の削減し、良好な都市景観の形成を図る。	道路上の電柱等に違法で表示・設置された違反広告物について、平成16年に違反広告物簡易除却員制度を創設し、市民等との協働により、良好な都市景観の形成を推進する。	平成25年9月に改正した屋外広告物条例に基づき規制・誘導を行うことで、美しいまちなみが形成される。	平成21年の景観基礎調査により、8割強の市民が、高松の風景や街なみに誇りや愛着を感じ、案内看板等の地域に即した規制・誘導が必要と思っている。

【妥当性評価】

1. 事業の実施主体として市の関与は妥当か
A 法令等により市が実施しなければならない 平成11年4月1日の中核市への移行に伴い、香川県より屋外広告物法に基づく事務が移管されたことにより、屋外広告物の規制・誘導を行うことは、妥当である。
2. 事業の上位目標である施策に貢献しているか
A 貢献度が大きい 総合計画、都市計画マスタープランに基づく、美しいまちづくりの実現に向けた根幹的な施策である。
3. 成果を上げるため、またコストを削減するため、対象あるいは意図（目指す状態）を拡充・縮小する必要があるか
C 必要性は大きい 総合計画、都市計画マスタープランに基づく、美しいまちづくりの実現のため、規制・誘導の地域や内容を拡充していく必要がある。
4. 事業を廃止・休止した場合に影響があるか
A 影響は大きい 屋外広告物法に基づく事務であるため、影響は大きい。
5. 市民協働の実施状況はどうか（どのような市民参画・市民活動との連携等を実施したか）
B 事業にNPO、市民団体等が参画している 平成16年より、違反広告物簡易除却員制度を創設し、市民等とともに、違反広告物の削減に努めている。

【有効性評価】

6. 事業の成果（成果指標値）を向上させる余地はあるか
B 向上余地が考えられる（中小程度） 屋外広告物に関する規制・誘導内容を見直すに当たり広く市民から参考意見等を募集するとともに、違反広告物簡易除却員を引き続き募集し、市民との協働による良好な景観の形成を図る。
7. 事業執行上の見直しを行ったか（昨年度何か業務の見直しを行ったか）
A 実施済み / 実施する必要がなかった 平成21年に制定した、美しいまちづくり条例に基づく美しいまちづくり基本計画に定める目標の実現に向け、屋外広告物条例の改正を平成25年9月に行った。
8. 成果目標値に対する実績値（達成度）はどうだったか
B 目標どおり達成できた 屋外広告物に関する各種取組により、簡易な広告物については、無秩序な表示や設置は減少傾向にあり、除却件数の減少につながった。

【効率性評価】

9. 成果を達成するための活動量（活動目標値に対する実績値）はどうだったか
C 概ね達成できた 屋外広告物の是正指導などにより、無秩序な表示や設置の削減に向け活動を行った。
10. コスト縮減ができたか
C 少し縮減できた 違反広告物簡易除却員を引き続き募集することにより、市民等との協働による良好な都市景観の形成に努めた。

【一次評価】

評価区分	継続																	
屋外広告物法及び高松市屋外広告物条例に基づく規制・誘導に関する事務であり、良好な景観の保全・形成・創出に寄与することから、事業を継続実施する必要がある。																		
	改革案	期待効果																
内容	継続のため改革案なし	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>向上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	成果	コスト			削減	維持	増加	向上			維持			低下		
	成果			コスト														
削減		維持		増加														
向上																		
維持																		
低下																		
	阻害要因																	

【二次評価】

評価区分	継続
本事業は、屋外広告物の規制・誘導を行うことにより、良好な景観の形成に資するほか、平成21年12月に制定した美しいまちづくり条例の目的に寄与するものであり、事業の実施は妥当である。	